

警察庁情報管理システムによる少年事件書類等作成業務実施要領の制定について

平成 20 年 12 月 18 日

栃少第 11 号ほか

警察庁情報管理システムによる少年事件書類等の作成事務の効率化に寄与し、適正な運用を図るため必要事項を定めたものである。

本通達の概要は、

- 運用体制
- 登録
- 運用時間
- 安全の確保

である。